

＜重要事項説明書＞

東通村介護老人保健施設「のはなしょうぶ」 通所（介護予防通所）リハビリテーションについて

1. 介護保険者証の確認

ご利用のお申込に当たり、ご利用希望者の介護保険者証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を利用していただき、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的に、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び作業療法士その他リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくこととなります。

3. 施設の職員体制及び定員

別紙2 介護老人保健施設「のはなしょうぶ」運営概要のとおりです。

4. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ② 食事 昼食 12時00分～13時00分
 - * 食事は原則として食堂でおとりいただきます。
 - * 食事は利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮して提供いたします。
- ③ 口腔ケア 食事後は利用者の状態に合わせた口腔ケアを行います。
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 行政手続き代行
- ⑩ 管理栄養士による栄養マネジメント
- ⑪ その他
 - * これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

5. 営業日及び営業時間

- ① 営業日：月曜日～土曜日、祝日
- ② 休業日：日曜日、1月1日～3日、12月31日
- ③ サービス提供時間：8：50～16：00

6. 利用負担額等について

介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険者証を確認させていただきます。施設利用料・その他の料金及び支払方法については別紙1のとおりです。

7. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

- | | |
|-------|------------------------|
| ① 名 称 | 一部事務組合下北医療センター 東通村診療所 |
| 住 所 | 青森県下北郡東通村大字砂子又字里 17-2 |
| ② 名 称 | 一部事務組合下北医療センター むつ総合病院 |
| 住 所 | 青森県むつ市小川町 1 丁目 2 番 8 号 |

8. 緊急時や事故発生時の対応

サービスの提供中に事故（火災・食中毒・職員の過失による転倒等）が発生した場合は、利用者に対し応急処置、施設医師の医学的判断により医療機関（東通村診療所等の協力医療機関）への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者のご家族（「書類等送付先及び緊急時連絡先届出書」）、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護（介護予防）サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。（当事業所は病院賠償責任保険に加入しております。）

〈災害対策〉

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、非常誘導等他
- ・防災訓練 年2回実施

9. 所持金、貴重品の管理について

原則として利用者の自己責任においての自己管理となりますが、認知症等で管理が困難な場合は、上限を一万円としてお預かりいたします。

また、自己管理の可能な利用者において、常識を超える高額な金品の持ち込みはお断り申し上げます。

万が一、自己管理の金品が紛失等した場合は、施設は一切責任を負いませんのでご理解の程宜しくお願い致します。

10. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する場合には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話) 0175-28-5400

当日7:30以降のキャンセルに関してはキャンセル料金が発生します。

11. 秘密の保持

施設の職員は、業務上知り得た利用者又は連帯保証人若しくはその家族等に関する秘密を、いかなる場合も第三者に漏らしません。但し、情報提供に関して事業所は利用者及び連帯保証人から予め別紙個人情報利用同意書の提出を得た上で行うこととします。

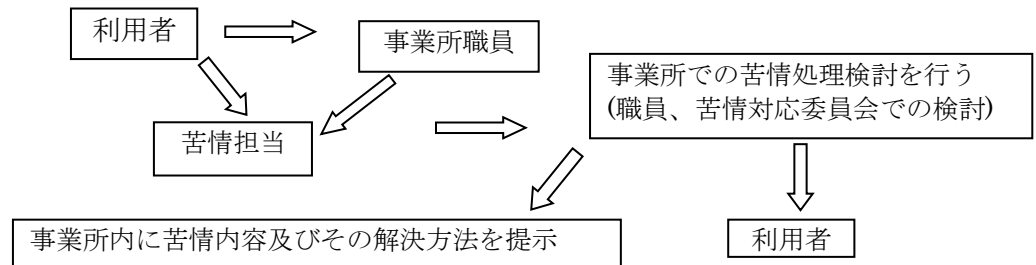
1 2. 要望及び苦情等の相談

事務室に施設サービスの責任者として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。また、ご要望や苦情などがありましたら、支援相談員が対応いたしますので、遠慮なくお申し出下さい。

支援相談員 大槻 理香

連絡先(電話) 0175-28-5400

苦情解決フロー図



その他、当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

ア. 東通村健康福祉課

0175-28-5800

イ. 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-723-1336

1 3. 感染症が発生した場合の対応について

通所リハビリテーションご利用にあたり、感染者（インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス）が発生した場合は、感染拡大を防止するためにご利用をお休みしていただくことがあります。

また、インフルエンザの発生した場合に予防投与をお願いすることがあります。

なお、予防投与に関しては、自己負担とさせていただきますので、ご承知おき願います。

重要事項説明書＜別紙 1＞ 利用者負担額

（１）保険給付の自己負担額

☆ 通所リハビリテーション

- ① 通所リハビリテーション基本サービス利用料（要介護度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担分です。基本的には介護保険のサービス費の１割負担ですが、収入に応じて２割または３割負担となることがあり、その場合には下記の利用料金と異なります。）

〔通常の利用時間（７時間以上８時間未満）の利用料〕

・要介護１	７６２円
・要介護２	９０３円
・要介護３	１，０４６円
・要介護４	１，２１５円
・要介護５	１，３７９円

その他の利用時間の場合下記の料金となります。

〔１時間以上２時間未満の利用料〕

- ◎ ２０分以上のリハビリを実施致しますので

下記料金に理学療法士等体制強化加算１日 30 円が加わります。

・要介護１	３６９円
・要介護２	３９８円
・要介護３	４２９円
・要介護４	４５８円
・要介護５	４９１円

〔２時間以上３時間未満の利用料〕

・要介護１	３８３円
・要介護２	４３９円
・要介護３	４９８円
・要介護４	５５５円
・要介護５	６１２円

〔３時間以上４時間未満の利用料〕

・要介護１	４８６円
・要介護２	５６５円
・要介護３	６４３円
・要介護４	７４３円
・要介護５	８４２円

〔４時間以上５時間未満の利用料〕

・要介護１	５５３円
・要介護２	６４２円
・要介護３	７３０円
・要介護４	８４４円
・要介護５	９５７円

〔５時間以上６時間未満の利用料〕

・要介護１	６２２円
・要介護２	７３８円

- ・要介護3 852円
- ・要介護4 987円
- ・要介護5 1,120円

〔6時間以上7時間未満の利用料〕

- ・要介護1 715円
- ・要介護2 850円
- ・要介護3 981円
- ・要介護4 1,137円
- ・要介護5 1,290円

② リハビリテーション提供体制加算

3時間以上4時間未満	1日	12円
4時間以上5時間未満	1日	16円
5時間以上6時間未満	1日	20円
6時間以上7時間未満	1日	24円
7時間以上8時間未満	1日	28円

③ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

1日	22円
----	-----

④ 入浴介助加算

入浴介助加算（Ⅰ）	入浴した場合	1回	40円
入浴介助加算（Ⅱ）		1回	60円
入浴計画に基づいて利用者の居宅の状況に近い環境にて入浴介助			

⑤ リハビリテーションマネジメント加算（イ）

同意を得た日の属する月から6月以内	1月	560円
同意日から6月超	1月	240円

⑥ リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

同意を得た日の属する月から6月以内	1月	593円
同意日から6月超	1月	273円

⑦ リハビリテーションマネジメント加算（ハ）

同意を得た日の属する月から6月以内	1月	793円
同意日から6月超	1月	473円
医師が利用者等に説明した場合、上記に加える		270円

⑧ 短期集中個別リハビリテーション加算 1日 110円

医療機関や介護保険施設から退院（所）した日又は認定日から3月以内の期間で個別リハビリテーションを実施した場合。

⑨ 認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅰ 1日 240円

1週間に2回を限度に個別リハビリテーションを実施した場合。

認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅱ 1月 1,920円

1月に4回以上生活機能の向上に向けたリハビリテーションを実施、リハビリ計画を作成し、リハビリマネジメント加算（A）または（B）のいずれかを算定している場合

⑩ 生活行為向上リハビリテーション実施加算 1月 1,250円

生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合。開始日から6月を限度。

⑪ 若年性認知症利用者受入加算 1日 60円

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当を定めてサービスを提供した場合。

⑫ 口腔機能向上加算

（Ⅰ） 月2回 150円

（Ⅱ） 月2回 160円

（Ⅰ）は口腔機能が低下している、又はそのおそれのある利用者様に対して清掃の実施・訓練、摂食・嚥下機能に関する指導・訓練等の口腔機能向上サービスを行った場合。

（Ⅱ）は（Ⅰ）に加え、口腔機能改善管理指導計画を提出した場合

⑬ 重度療養管理加算 1日 100円

要介護度3、4、5の者に限るに対して、計画的な医学的管理のもと通所リハビリテーションを行った場合

⑭ 中重度者ケア体制加算 1日 20円

中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所リハビリテーションを行った場合

⑮ 送迎に関する減算について

送迎を行わなかった場合 片道につき -47円

⑯ 科学的介護推進体制加算 1月 40円

利用者ごとにADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他、利用者の心身の状況等を厚生労働省に提出した場合。

⑰ 移行支援加算 1日 12円

通所リハビリテーション修了者が通所介護事業所へ移行するにあたりリハビリ計画書を移行先の事業所へ提供した場合。

⑱ 退院時共同指導加算 1回 600円

医療機関からの退院後にリハビリテーションを行う際、退院前カンファレンスに参加し共同指導を行ったことを評価した場合。

⑲ 業務継続計画未実施減算 所定単位数の1.0%を減算

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1.0%を減算

② 介護職員等処遇改善加算 I

所定単位数×8.6%の1割(1月)

★介護予防通所リハビリテーション

- ① 介護予防通所リハビリテーション基本サービス利用料(介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月あたりの自己負担分です。)

・要支援1	1月	2,268円
・要支援2	1月	4,228円

- ② 生活行為向上リハビリテーション実施加算

開始日から6ヶ月以内	1月	562円
------------	----	------

- ① 若年性認知症利用者受入加算 1月 240円

受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めてサービスを提供した場合。

- ② サービス提供体制強化加算

・要支援1	1月	88円
・要支援2	1月	176円

- ③ 口腔機能向上加算

口腔機能向上加算(I)	1月	150円
-------------	----	------

口腔機能が低下している、又はそのおそれのある利用者様に対して清掃の実施・訓練、摂食・嚥下機能に関する指導・訓練等の口腔機能向上サービスを行った場合。

口腔機能向上加算(II)	1月	160円
--------------	----	------

- ④ 長期間利用減算

要支援1	1月	-120円
要支援2	1月	-240円

- ⑤ 業務継続計画未実施減算 所定単位数の1.0%を減算

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1.0%を減算

- ⑥ 介護職員等処遇改善加算 I

所定単位数×8.6%の1割(1月)

(2) 保険給付以外の利用料

- ① 食費(昼食1食) 670円(おやつ代を含む)

- ② 送迎費

村外の方の送迎は別途料金をいただくこととなります。

・東通村境界から片道5Kmまで、往復200円

それ以上では片道5Kmごとに往復200円増しとなります。

- ③ おむつ代 50円～100円
おむつの利用が必要で、施設で用意するものをご利用いただいた場合

- ④ 教養娯楽日用品費 100円
- ・ ティッシュペーパー、トイレトペーパー、紙タオル 15円／日
 - ・ 石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉など 30円／日
 - ・ おしぼり、清拭布等 45円／日
 - ・ 新聞、雑誌、教養娯楽費 10円／日
- 活動材料費等の実費負担がある場合は、事前に連絡いたします。

- ⑦ 当日のキャンセルについては以下の料金をいただきます。
- ・ 当日 7:30 以降のキャンセル キャンセル料 940円／日
 - ・ 当日 8:00 以降のキャンセル キャンセル料 940円／日
給食食材費 340円／日

- ⑥ 基本時間外施設利用の場合は1時間につき2, 500円の利用料をいただき、ご家族のお迎えとなります。

(3) 支払方法

施設は当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月 20 日までに、利用者に送付します。利用者様等は、請求のあったその月の末日までにお支払ください。お支払方法は、当施設窓口にて現金清算、銀行等振り込みまたは口座自動引き落としとしてお願いします。

介護老人保健施設「のはなしょうぶ」運営概要

１．事業の概要

事業所名	東通村介護老人保健施設 のはなしょうぶ		
所在地	青森県下北郡東通村大字砂子又字里 17-2		
提供可能サービス 及び 介護保険事業者番号	① 介護老人保健施設サービス (定員 45名) ② 通所 (介護予防) リハビリテーション (定員 25名) ③ 短期入所 (介護予防短期入所) 療養介護 (定員 5名) ④ 訪問 (介護予防訪問) リハビリテーション		
	サービスの種類	氏名	連絡先
管理者 及び 連絡者	① 介護老人保健施設サービス ② 通所リハビリテーション (予防) ③ 短期入所療養介護 (予防) ④ 訪問リハビリテーション (予防)	川原田 恒	青森県下北郡東通村 大字砂子又字里 17-2 TEL 0175-28-5400
サービス提供地域	通所リハビリテーション (予防) 訪問リハビリテーション (予防)	東通村	

２ ①事業所の職員体制 (入所、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護)

職種	資格	職員数	兼務の別	業務内容
管理者	医師	1名	医師	施設運営全般の管理
医師	医師	1名	管理者	医学的な管理
薬剤師	薬剤師	1名		調剤、薬剤の管理
看護師	看護師	5名以上		看護、介護全般
	准看護師			
介護員	介護福祉士	13名以上		食事、入浴、排泄など生活全般の 介護、援助
	介護員			
理学療法士	理学療法士	1名以上	通所リハビリ 訪問リハビリ	リハビリテーション
作業療法士	作業療法士	1名以上	通所リハビリ 訪問リハビリ	リハビリテーション
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上	支援相談員	マネジメント業務
支援相談員	社会福祉士	1名以上	介護支援専門員	相談援助 (入退所相談)、利用調整
事務員		1名以上		事務業務

②事業所の職員体制 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

職 種	資格	職員数	兼務の別	業務内容
管理者	医師	1 名	医師	施設運営全般の管理
医師	医師	1 名	管理者	医学的な管理
介護員	介護福祉士	2 名以上		日常生活全般の介助、 リハビリ補助
理学療法士	理学療法士	1 名以上	入所 訪問リハビリ	リハビリテーション
作業療法士	作業療法士	1 名以上	入所 訪問リハビリ	リハビリテーション

③事業所の職員体制（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）

職 種	資格	職員数	兼務の別	業務内容
管理者	医師	1 名	医師	施設運営全般の管理
理学療法士	理学療法士	1 名以上	入所 通所リハビリ	リハビリテーション
作業療法士	作業療法士	1 名以上	入所 通所リハビリ	リハビリテーション

※ 施設の都合により、職種や職員数などについて変更となる場合がございますが、指定基準を遵守しておりますので、ご了承お願い致します。